

アレルギー対応マニュアル



社会福祉法人 すくすくどろんこの会

目 次

1. アレルギー疾患とは	・・・P2
2. 園におけるアレルギー疾患	・・・P2
3. アレルギー疾患別対応	・・・P3~6
4. 給食提供の際のルール	・・・P7~10
5. 法人で対応するアレルギー表記等	・・・P11
6. エピペンの預かりについて	・・・P11
7. アレルギー症状への対応	・・・P12~14

※ アレルギーに関する書類関係

アレルギー面談シート	・・・P15
当法人の食物アレルギーへの対応について	・・・P16
食物除去申請書	・・・P17
エピペン・抗ヒスタミン・ステロイド薬預かり書	・・・P18
除去解除申請書	・・・P19
参考文献	・・・P20

1. アレルギー疾患とは

アレルギーという言葉自体は一般用語として広まっているが、その理解は曖昧である。アレルギー疾患は、本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫反応と捉えることができる。

<代表的なアレルギー疾患>

1. 気管支喘息
2. アトピー性皮膚炎
3. アレルギー性結膜炎（鼻炎）
4. 食物アレルギー・アナフィラキシー
5. 蕁麻疹

2. 園におけるアレルギー疾患

1) 園でのアレルギー疾患の実態

園児がかかるアレルギー疾患には、乳児期から問題になるアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、さらに乳児期から次第に増えるアレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支喘息などがある。

これらのアレルギー疾患の中にも、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支喘息は、主治医の園生活における注意や指示が明確に示されれば、その指示に従って園生活を送る事には大きな問題は起こってこない。

一方、食物アレルギーの子ども達に関しては、誤食事故が発生する可能性があり、乳幼児の生命を守る観点からも慎重な対応が急がれる。

2) 園でのアレルギー疾患の課題

- ・アレルギー疾患の乳幼児が、園にはたくさんいる。
- ・アレルギー疾患は専門性の高い分野であり、かつ考え方や治療が近年急速に発達し変化しているが、医療現場や保育現場でのアレルギー疾患に対する理解度に大きな差があり、混乱を招く原因となっている。
- ・診断には負荷試験が基本であるが、実施医療施設に限りがある。
- ・食物アレルギー症状の約10%がアナフィラキシーショックを起こす。

これらの課題に対応するために、研修会の参加や保護者に対する啓発などを検討することが望ましい。また、個々の保育園での対応困難事例なども振り返り、安全に対応できるように管理することが求められる。

3. アレルギー疾患別対応

1) 気管支喘息

吸入薬や内服薬でコントロールが図れ、園での日常生活において支障をきたすことがなければ、生活管理指導表の提出は不要とする。

2) アトピー性皮膚炎

自宅での薬物療法でコントロールが図れている場合、または、園生活で何らかの対応が必要な場合を除き、生活管理指導表の提出は不要とする。

ただし、園生活中に継続的に外用軟膏や内服薬の指示がある場合や、プール遊びや外遊びに対しての制限やケアが必要な場合は、生活管理指導表を提出してもらい、表に基づき面談を行い、対応を決定する。詳しくは、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

3) アレルギー性結膜炎（鼻炎）

自宅での薬物療法でコントロールが図れている場合、または、園生活で何らかの対応が必要な場合を除き、生活管理指導表の提出は不要とする。

ただし、園生活中に継続的に点眼薬や外用軟膏の指示がある場合や、プール遊びや外遊びに対しての制限やケアが必要な場合は、生活管理指導表を提出してもらい、表に基づき面談を行い、対応を決定する。詳しくは、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

4) 食物アレルギー・アナフィラキシーショック

食物アレルギーがある場合、もしくは、疑わしき症状が認められる場合は受診をしてもらうことを最低条件とする。受診以降の対応は、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

食材は、ご家庭で最低2回、できれば3回以上摂取してからの提供とする。

5) 蕁麻疹

自宅での投薬でコントロールが図れている場合のみ、生活管理指導表の提出は不要とする。ただし、園生活中に継続的に軟膏や内服薬の指示がある場合は、生活管理指導表を提出してもらい表に基づき面談を行い、対応を決定する。詳しくは、「生活管理指導表の活用」を参照とする。



＜法人内食物アレルギー対応表＞

アレルギー食材	右記以外の 28 品目	長いも・貝類	キウイ・そば・なまもの	ナッツ類・ピーナツ
献立	毎月配布	除去のある場合のみ *ほぼない	食材使用しないため 配布なし	食材使用しないため 配布なし
テーブル	別		通常 *弁当日は状況に応じて 別テーブル対応	通常 *弁当日は 別テーブル対応
食器	アレルギー食器		通常	通常
配膳	*一品ずつラップをして 漏れのないようにしたうえで 別配膳 *給食⇔保育士 保育士⇔配膳時 ダブルチェック		通常	通常
			通常	通常
書類	年 2 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

<生活管理指導表の活用について>

生活管理指導表は、アレルギー疾患と診断された園児が、園での生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成する。以下、生活管理指導表の活用の流れを示す。

園と保護者、委託医等が共通理解の下に、一人一人の症状等を把握し、アレルギー疾患の乳幼児に対する取り組みを進めるために、厚生労働省から出されている「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」では、生活管理指導表が提示されている。

アレルギー疾患を持つ子どもの把握



- ・入園面接時に、アレルギーについて園での配慮が必要な場合、申し出てもらう。
- ・健康診断や保護者からの申請により、子どもの状況を把握する。

保護者へ生活管理指導表の配布



- ・アレルギー疾患により、園で配慮が必要な場合に保護者からの申し出により、配布する。
- ・生活管理指導表は、アレルギー疾患と診断された園児が、園での生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成する。以下、生活管理指導表の活用の流れを示す。

医師による生活管理指導表の記入



- ・できる限り小児アレルギー専門医を受診し、記載してもらう。
難しい場合は、小児専門医がいる病院を受診できるよう説明をする。
※食物除去申請書も医師に記入してもらう。

保護者との面談



- ・生活管理指導表を基に、園での生活や食事の具体的な取り組みについて、担任、看護師、栄養士等と保護者が協議して対応を決める。
※承諾書については原本を園でお預かりし食物アレルギー面談シートに沿って聞き取り、法人のアレルギー対応について説明し、承諾書に保護者の署名をいただきコピーを保護者に渡す。

園内職員による共通理解



- ・会議等で、子どもの状況、園内での緊急時対応について職員が共通理解する。アレルギー対応児表などを用いて、確認の徹底を図る。
- ・園内で定期的に取り組みにおける状況報告等を行う。

生活管理指導表の見直し

- ・年に2回（3月、9月頃）、生活管理指導表と検査結果の提出をしてもらう。ただし症状に応じて、年1回の対応でも可とする。（P4の表を参照）
- ・初回と対応変更時には、担任、栄養士、看護師らとアレルギー面談シートを使用して面談を実施する。
※アレルギーの記録を記入する。
除去対応が解除になる場合は、除去解除申請書を保護者に記入してもらい、提出の翌日から除去解除となる。
- ・「エピペン・抗ヒスタミン・ステロイド薬預かり書」、薬の説明書と一緒に、1回分の内服薬を預かる。

※ 内服薬・エピペン：事務室保管場所固定

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組 _____ 地区 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。		★保護者 電話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____	
食物アレルギー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口唇アレルギー・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____) B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因: _____) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	保育所での生活上の留意点 A. 給食・経口食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 エルフィーMP・ニューMA-1・MA-mil・ベプディエト・エレメンタルフォーミュラ その他(_____) C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみ○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用しない処理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 4. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 5. ゴマ: ゴマ油 6. 魚類: かつおだし・いりこだし 7. 肉類: エキス D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 (_____) 3. 調理活動時の制限 (_____) 4. その他 (_____)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 (_____) [除去根拠] _____ 2. 牛乳・乳製品 (_____) 3. 小麦 (_____) 4. ソバ (_____) 5. ピーナッツ (_____) 6. 大豆 (_____) 7. ゴマ (_____) 8. ナッツ類 (_____) 9. 甲殻類 (_____) 10. 軟体類・貝類 (_____) 11. 魚類 (_____) 12. 肉類 (_____) 13. 肉類 (_____) 14. 肉類 (_____) 15. その他 (_____)	E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	D. 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他 (_____)	D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	病型・治療 A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. スチロイド吸入薬 剤形: _____ 投与量(日): _____ 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSD吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他 (_____)	保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシート等の使用 3. その他の管理が必要(_____) B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強い場合不可 動物名(_____) 3. 飼育活動等の制限(_____) C. 外遊び・運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容: _____) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名 _____

4. 給食提供の際のルール（食物アレルギー）

- 1) アレルギー一覧表で共通認識を図る（看護師で作成）

※変更都度事務室と給食室内に掲示。

アレルギー児一覧		
クラス	名前	除去食
ひよこ		卵
うさぎ		キウイ(除去なし)
うさぎ		卵
こあら		卵
こぐま		キウイ(除去なし)
こぐま		乳・乳製品
きりん		くるみ・カシューナッツ
ぱんだ		キウイ(除去なし)

※給食提供時、アレルギー対応が必要→赤で表示

給食提供時、アレルギー対応がない

(キウイ・そば・なまもの・ナッツ類・ピーナツ) →黒で表示

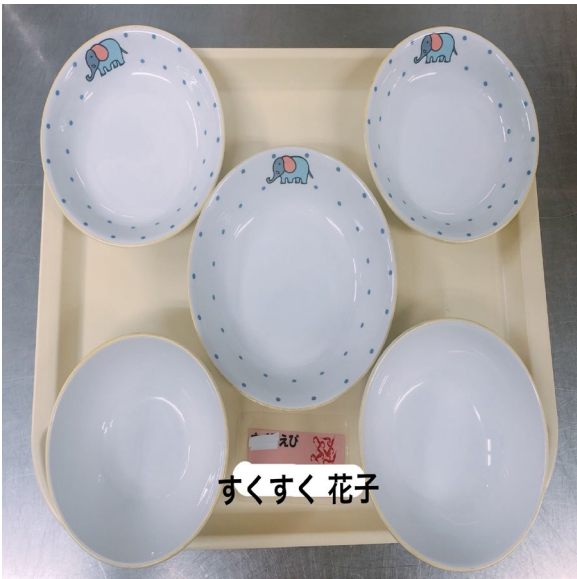
【ハム・ウィンナー・ベーコンについて】

・卵、乳が含まれないハム・ウィンナー・ベーコンを使用している園は、成分表示を確認の上、除去対応はせずに提供することが可能。

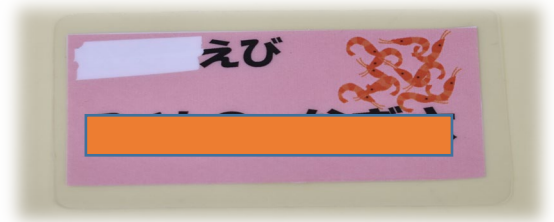
提供する場合は、以下を徹底すること。

- ① 成分表の取り寄せを実施し、アレルゲン項目の確認。
- ② 通常使用する加工品と異なる場合には、発注書に業者の連絡先及び成分表の提出依頼を表記しておく。
- ③ アレルギー児の保護者へ説明。
(メーカーにより、含まれる成分が異なるため)
- ④ 職員への周知。

2) アレルギー専用トレイ・アレルギー専用食器を使用し提供



※黄色トレイ・黄色の食器



※食札を用いて誤配膳の防止
(調理部門で作成)

3) 食事を受け取る際は声出し確認をし、持ち出す人がサインをする

令和3年 2月 アレルギー児献立表 すくすくどろんこの会

卵

組		くん ちゃん					
日 曜日	昼食	アレルギー対応	確認サイン	おやつ	アレルギー対応	確認サイン	
1 月	きゅうりの華風サラダ ⇒	ハム除去					
2 火	切干大根のサラダ ⇒	ハム除去、マヨドレ対応		おからキッシュ ⇒	卵不使用菓子		
5 金	ブロッコリーとコーンのソテー ⇒	ウインナー除去					
8 月	白菜のミルクスープ ⇒	ベーコン除去		のりじゃこトースト ⇒	卵不使用のパン、マヨドレ対応		
	フレンチサラダ ⇒	ハム除去、ドレッシング原材料確認を(マヨドレ対応)					
9 火				プリンアラモード ⇒	ゼリーに変更		
10 水	パンサンスー ⇒	ハム・卵除去		すくすくいがりボール ⇒	ハム除去		

※ アレルギー食は普通食と別に配膳する

- 4) アレルギー対応児は、前の月の月末までに栄養士が専用の献立表を作成し、配布する。

令和3年 2月 アレルギー児献立表 すくすくどろんこの会							
卵							
組							
くん ちゃん							
日	曜日	昼食	アレルギー対応	確認サイン	おやつ	アレルギー対応	確認サイン
1	月	きゅうりの華風サラダ ⇒	ハム除去				
2	火	切干大根のサラダ ⇒	ハム除去、マヨドレ対応		おからキッシュ ⇒	卵不使用菓子	
5	金	ブロッコリーとコーンのソテー ⇒	ウインナー除去				
8	月	白菜のミルクスープ ⇒	ベーコン除去		のりじゃこトースト ⇒	卵不使用のパン、マヨドレ対応	
		フレンチサラダ ⇒	ハム除去、ドレッシング原材料確認を（マヨドレ対応）				
9	火				プリンアラモード ⇒	ゼリーに変更	
10	水	パンサンスー ⇒	ハム・卵除去		すくすくいがりボール ⇒	ハム除去	

※サインは不要。

※給食提供までに保護者に献立を確認してもらう。

※一般の市販品と異なる加工品（ハム、ウインナー、ベーコン）は、除去対象でない場合には、配布献立にその旨記載する。

- 5) 0歳児の食事介助は、基本1対1とする
- 6) テーブルの向きと子どもの動線を考えて配置する



7) 給食のおかわりについて

- ① 保育室から厨房に電話を入れる。
- ② 担当の保育士が取りに行く。
- ③ ダブルチェックをする。
- ④ 保育室に運ぶ。

※おかわりについては状況により園判断にて異なる。

5. 法人で対応するアレルギー表記等

- 1) 同一工場で調理（コンタミネーション）部分の表記は、アレルギー対応に含まない。
- 2) 調味料やエキスは除去対応としない。より厳しい除去が必要な場合は、生活管理指導表に記入があった場合のみ対応する。
- 3) 表示義務7品目
 - ・卵・牛乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生表示推奨21品目
 - ・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ
 - ・キウイフルーツ・牛肉・クルミ・ごま・さけ・さば・大豆
 - ・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご
 - ・ゼラチン・アーモンド
- 4) 特例として、素材そのものの混入は除去とする。
例) えび除去・・・桜えびやしらすも除去（エビ・カニが混入しているから）

6. エピペンの預かりについて

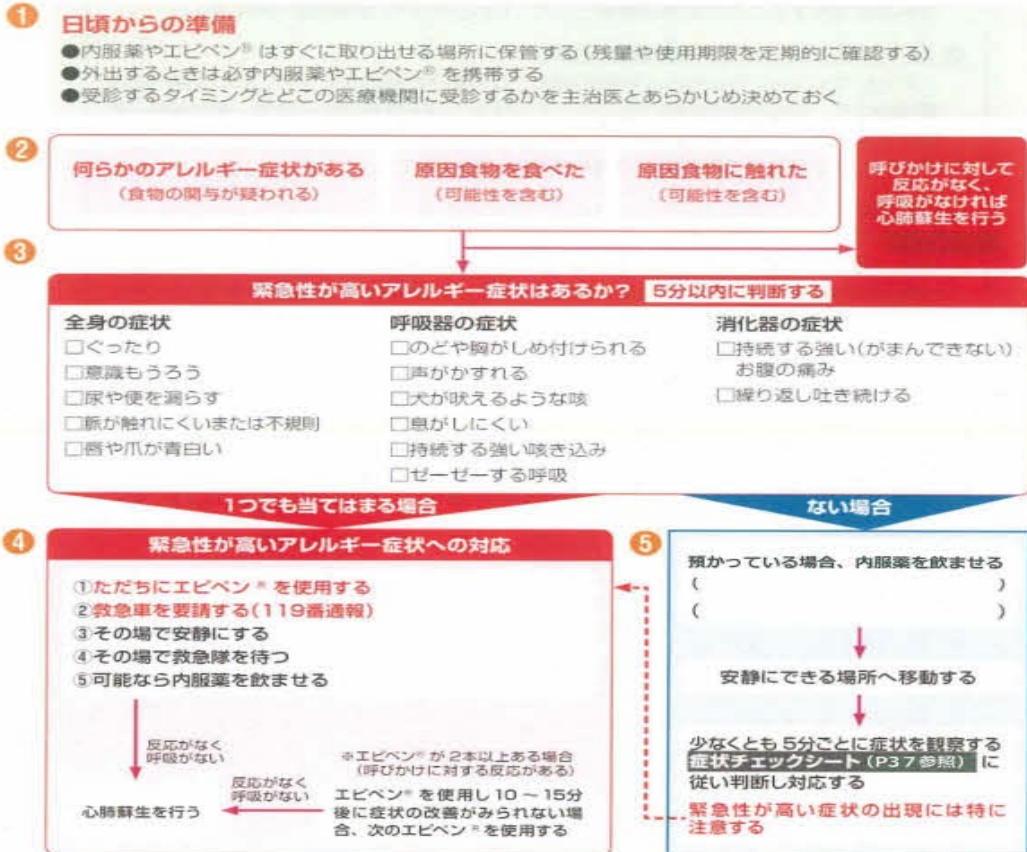
- 1) 園で保管か、毎日の受け取り、受け渡しとなる。
- 2) 基本事務室（職員室）管理とする。
- 3) 使用期限の確認と室温管理（適正温度 15℃～30℃）を徹底する。
- 4) 保護者に消防署への情報提供の同意を得る。消防署に情報提供の書類を提出する。

7. アレルギー症状への対応

食物アレルギー症状への対応の手順

症状の緊急度により対応は異なります。まず、「緊急性の高い症状」(11頁参照)の有無を判断します。緊急性の高い症状がみられれば、直ちに対応を開始します。緊急性の高い症状がみられなければ、さらに詳しく症状を観察し、その程度に基づいて対応を決定します。

(参照:「症状チェックシート」(37頁))



独立行政法人環境再生保全機構「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」(2016年10月)を一部改変

(緊急時個別対応票)

症状チェック表

- ◎迷ったらエビペンを使用する
- ◎症状は急激に変化する可能性がある
- ◎少なくとも5分ごとに症状を観察する
- ◎ の症状が1つでも当てはまる場合、エビペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエビペン[®]を使用しても問題ない)
- ◎症状のチェックは、緊急性が高い左の欄から行う

(→ →)

全身の 症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則		
呼吸器 の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳こみ <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器 の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(我慢できない) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(我慢できる) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・ 鼻・顔 の症状	上記の症状が 1つでも当てはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がる蕁麻疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでも当てはまる場合	1つでも当てはまる場
	①ただちにエビペン [®] を使用 ②救急車を要請(119番) ③その場で安静を保つ ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる ()	①内服薬を飲ませ、エビペン [®] を準備() ②速やかに医療機関を受診 (救急車の要請も考慮) ③医療機関に到着するまで少 なくとも5分ごとに症状の 変化を観察。 の症状 が1つでも当てはまる場合、 エビペン [®] を使用。	①内服薬を飲ませる () () ②少なくとも1時間は、5分 ごとに症状の変化を観察症状 の改善がみられない場合は医 療機関を受診
	ただちに救急車で 医療機関へ搬送	速やかに 医療機関を受診	安静にし 注意深く経過観

※ 緊急時個別対応表を作成し、個人ピンクファイルで管理する。

食物アレルギー面談シート

面談日 令和 年 月 日

面談職員名 _____

クラス名 _____

園児名 _____

1. 既往の確認

- ・原因となる食物 ()
- ・発症時年齢と発症状況 ()
- ・主な症状 ()
- ・摂取から発症までの時間 ()

2. 通院状況

- ・医療機関名 ()
- ・通院頻度 ()
- ・治療内容 ()
- ・現在の自宅での摂取量 ()
- ・医師からの指導 ()

3. 緊急時の対応

- 内服薬の預かり有無 (有 ・ 無) 内服後は状況により早退もありうる事を伝える。
- エピペンの処方有無 (有 ・ 無) 投与と同時に救急要請することを伝える。

4. 保育園での対応方法と伝えること

- 「当法人の食物アレルギーへの対応について」に沿って説明
- 別テーブル対応となる
- アレルギー食器の使用
- 食札（個人名記載）の使用
- 原則おかわりの禁止
- 生活管理指導表の食育の欄に記載があるか

5. その他 ()

----- 以下保育園記入欄 -----

- 緊急時個別対応票の記入
- 全職員への周知

当法人の食物アレルギーへの対応について

近年、様々なアレルギーをもつ子どもたちが増えています。アレルギーの中でも特に食物アレルギーへの対応は、ご家庭と園が密に連携をとっていかなければならない事と考えています。

症状が悪化すること無く元気に保育園生活を送れるように、当園では厚生労働省から出ている「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、医師の指示のもと、お子様の体調・症状にあわせ対応していきます。

子どもにとって園での食事とおやつは、心身発達のために重要な栄養源であるとともに、習慣やマナーを身につけていくことに役立ちます。食物アレルギーによる食品除去を必要とする子どもにとっても、同様の経験をさせることが望ましく、保育の一環として位置づけられるものです。

つきましては、ご理解とご協力のもと以下の方法で対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

対応方法

- ◆食物アレルギーがある場合、疑わしき症状が認められる場合は、すみやかに受診をお願いいたします。
- ◆受診する際は、できる限り小児アレルギー専門医がいる病院の受診をお願いいたします。小児アレルギー専門医がいる病院の受診が難しい場合は、小児専門医がいる病院を受診してください。
- ◆除去が必要な場合は、医師が記入した生活管理指導表と除去申請書の提出をお願いいたします。検査をされた方は、結果の提出もお願いいたします。
- ◆除去申請をしている方は、年に2回（3月・9月頃）、生活管理指導表・除去申請書・検査結果を添えて提出をお願いいたします。初回と対応変更時には、担任・栄養士・看護師らと話し合う機会を設けます。
- ◆給食提供については、日々の献立のうちからアレルゲンとなる食品を除去すること、もしくは代替食品としていますが、アレルゲンとなる食品が数種類の場合や、園での調理が不可能と判断した際は、お弁当の持参となる場合があります。
- ◆加工食品においては、製造ラインでの混入（コンタミネーション）の表示は、除去対象としません。また、調味料やエキスも除去対象としません。より厳しい除去が必要な場合は、生活管理指導表に記入があった場合のみ対応いたします。
- ◆園での対応は、園長をはじめ保育士・栄養士・看護師・調理員の一致した認識のもとで行ってまいります。

承諾書

上記について、園より説明を受け承諾いたします。

令和 年 月 日

園 児 名 _____

保護者署名 _____

エピペン・抗ヒスタミン・ステロイド薬預かり書（こども園用）

令和 年 月 日

すくすくどろんこの会 _____ こども園

保護者名	印	生年月日	年 月 日生
園児名	() 組	性別	男 ・ 女
保護者緊急連絡先	☎		
処方医療機関名	病院 ☎		
医師名	先生		
緊急搬送先	病院 ☎		
原因物質			
薬剤名・投与量			

※記載してあることに変更が生じたときは、すみやかに再提出をお願いします。

※新年度になりましたら、変更点が無くても、再度記入し提出をお願いします。

その際、状況確認のため、看護師よりお声をかけさせていただきます。

※薬や容器には、明確にお子様の名前を記入してください。

※ご不明な点がありましたら、看護師または担任までお声かけください。

預かり許可サイン

園長	主幹保育教諭	担任	看護師

保管場所	
------	--

投与サイン	投与日時 令和 年 月 日 時 分
-------	-------------------

参考文献

- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン・・・厚生労働省
- 保育所におけるアレルギー対応研修会テキスト・・・日本保育協会
- よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック・・・独立行政法人 環境再生保全機構

平成30年 2月14日 作成
令和 3年 3月 3日 改訂
令和 3年 5月21日 改訂
令和 3年10月 6日 改訂
令和 3年12月17日 改訂
令和 5年 9月 改訂